

設計書情報提供実施要領（農政水産部）

（目的）

第1条 この要領は、滋賀県農政水産部が発注する建設工事および建設コンサルタント業務委託等（以下、「建設工事等」という。）の設計積算に関する文書について、滋賀県情報公開条例第26条に基づく情報提供を実施するにあたり、必要となる事項を定めることを目的とする。

（情報提供の対象）

第2条 情報提供の対象とする文書は、建設工事等の入札に際し、予定価格を決定するために作成する仕様書、設計書等の設計積算に関する文書のうち、積算書表紙、積算書鏡（工事別鏡含む）、内訳表（全種類）、工事費明細書、単価型明細ブロック表、施工単価表、未成単価表、共通単価表、特別単価表、施工パッケージ単価構成表により構成される文書（以下、「積算書」という。）とする。

ただし、建築にかかる工事および業務委託の積算書は情報提供の対象外とする。

なお、対象積算書は次の事項を全て満たすものでなければならない。

- （1）契約を締結していること
- （2）当該積算書の契約締結日の翌日から起算して3ヶ月を経過していること
- （3）滋賀県情報公開条例第6条のいずれかの号に該当する非公開情報を含まないこと

（情報提供の実施機関）

第3条 情報提供を実施する機関は、情報提供の対象となる積算書を所管する農政水産部内の本庁各課および地方機関（以下、「実施機関」という。）とする。

（情報提供の依頼）

第4条 情報提供を依頼する者（以下、「依頼者」という。）は、対象とする積算書を所管する実施機関に対し、設計書情報提供依頼書（様式第1号）を直接持参するか、もしくは郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出することにより行うものとする。

（情報提供の実施通知）

第5条 実施機関は、設計書情報提供依頼書の提出があった日の翌日から起算して15日以内に、設計書情報提供通知書（様式第2号）により、依頼者に情報提供を行う旨を通知しなければならない。

（情報提供の方法）

第6条 情報提供の方法は、対象となる積算書を所管する実施機関において閲覧に付すか、または、写しの交付によるものとする。閲覧による場合は、閲覧場所および閲覧日時を設計書情報提供通知書に記載し通知するものとする。写しの交付による場合は、写しの交付に必要な費用を徴収した後に、手交または郵送により行うものとする。

(情報提供の費用負担)

第7条 写しの交付による場合、依頼者は、写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。費用の負担は、滋賀県が定める情報公開の事務取扱要領によるものとする。

(情報提供不可の場合の取り扱い)

第8条 本要領第2条に定める要件を満たさない場合、または、該当する積算書が不存在等の理由により情報提供ができない場合、実施機関は依頼者に対して、設計書情報提供不可通知書(様式第3号)により情報提供ができない旨を通知するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、積算書の情報提供に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要領は、平成29年12月15日から施行する。

この一部改正は、平成30年5月1日から適用する。

この一部改正は、令和2年3月2日から適用する。

この一部改正は、令和2年11月18日から適用する。

この一部改正は、令和3年5月17日から適用する。